

2021年12月20日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 事務所衛生基準規則等が改正されました！
2. 雇用調整助成金等の不正受給への対応を強化します
3. 小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間が延長になります

1. 事務所衛生基準規則等が改正されました！

令和3年12月に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則」の一部が改正され、照度、便所の設備、救急用具の内容等について見直しが行われております。

詳細については、厚生労働省ホームページ等を参考に適切な対応をお願いします。

●厚生労働省HP（事務所における労働衛生対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

●事務所衛生基準規則等の改正に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860575.pdf>

●改正の概要（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

2. 雇用調整助成金等の不正受給への対応を強化します

雇用調整助成金をはじめとした雇用関係助成金は、皆様の雇用保険料を財源としたものであり、適正な内容で申請いただいております。助成金の不正受給は、結果として、会社や従業員の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。労働局が行う事業所訪問等へのご協力をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000864771.pdf>

【お問合せ先】 職業対策課 助成金部門
(022-299-8063)

3. 小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間が延長になります

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を設け、令和3年8月1日から同年12月末までの間に取得した休暇について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期間を令和4年3月末までに延長する予定となりました。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限が変更になります。

令和4年1月～2月：1日あたり11,000円

令和4年3月：1日あたり9,000円

（申請の対象期間中に緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」）に事業所のある企業：15,000円）

【支援金】：就業できなかった日について、1日あたり定額で、

令和4年1月～2月：1日あたり5,500円

令和4年3月：1日あたり4,500円

（申請の対象期間中に対象地域に住所を有する方：7,500円）

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間も延長する予定です。

■詳細はこちらをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22403.html

■本助成金・支援金の問合せ先：電話（フリーダイヤル）0120-60-3999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：
電話022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）